

串本 IC 周辺地域活性化施設整備に関する 官民連携事業

【業務要求水準】

令和 4 年 11 月

和歌山県串本町

目次

第1 全体の重要事項に関する説明.....	1
1 本業務要求水準書の位置付け.....	1
2 本事業の概要及び要件.....	1
3 本事業の事業範囲.....	4
4 民間事業者の募集に関する事項.....	4
5 事業に関する条件.....	4
6 遵守すべき法律等.....	5
7 民間事業者の契約期間中の維持.....	5
8 要求水準の変更	6
第2 プロジェクトマネージャーによる全業務のマネジメントに関する性能水準	7
1 プロジェクトマネジメント業務の基本方針.....	7
2 プロジェクトマネジメント業務の内容.....	7
第3 整備施設等の企画・設計業務に関する性能水準.....	8
1 企画・設計業務の基本方針.....	8
2 企画・設計業務の内容、要求する性能・機能.....	8
3 企画・設計業務に期待する水準.....	9
第4 整備施設等の整備・開発業務に関する性能水準.....	11
1 整備・開発業務の基本方針.....	11
2 整備・開発業務の内容、要求する性能・機能.....	11
3 整備・開発業務に期待する水準.....	11
第5 整備施設等の維持管理業務に関する性能水準.....	12
1 維持管理業務に関する基本方針.....	12
2 建物維持管理業務の内容、要求する性能・機能.....	12
3 建物維持管理業務に期待する水準.....	13
4 外構維持管理業務の内容、要求する性能・機能.....	13
5 外構維持管理業務に期待する水準.....	13
6 その他	13
第6 整備施設等の運営業務に関する性能水準.....	14
1 運営業務に関する基本方針.....	14
2 運営業務の内容、要求する機能・性能.....	14
3 運営業務に期待する水準.....	14

第1 全体の重要事項に関する説明

1 本業務要求水準書の位置付け

本業務要求水準書（以下、「本書」という）は、串本町（以下、「町」という）が、「串本IC 周辺地域活性化施設整備に関する官民連携事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、民間事業者に対する施設の設計・建設・維持管理・運営等に関する業務の水準（以下、「要求水準」という）を示すものである。

なお、民間事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力、資金調達等を最大限に活かすため、町が設定する各要求水準は、基本的な考え方と最低限の要求水準のみを記載するに留め、それらを達成するための具体的な方法および手段等については、民間事業者の企画提案に委ねることとする。

2 本事業の概要及び要件

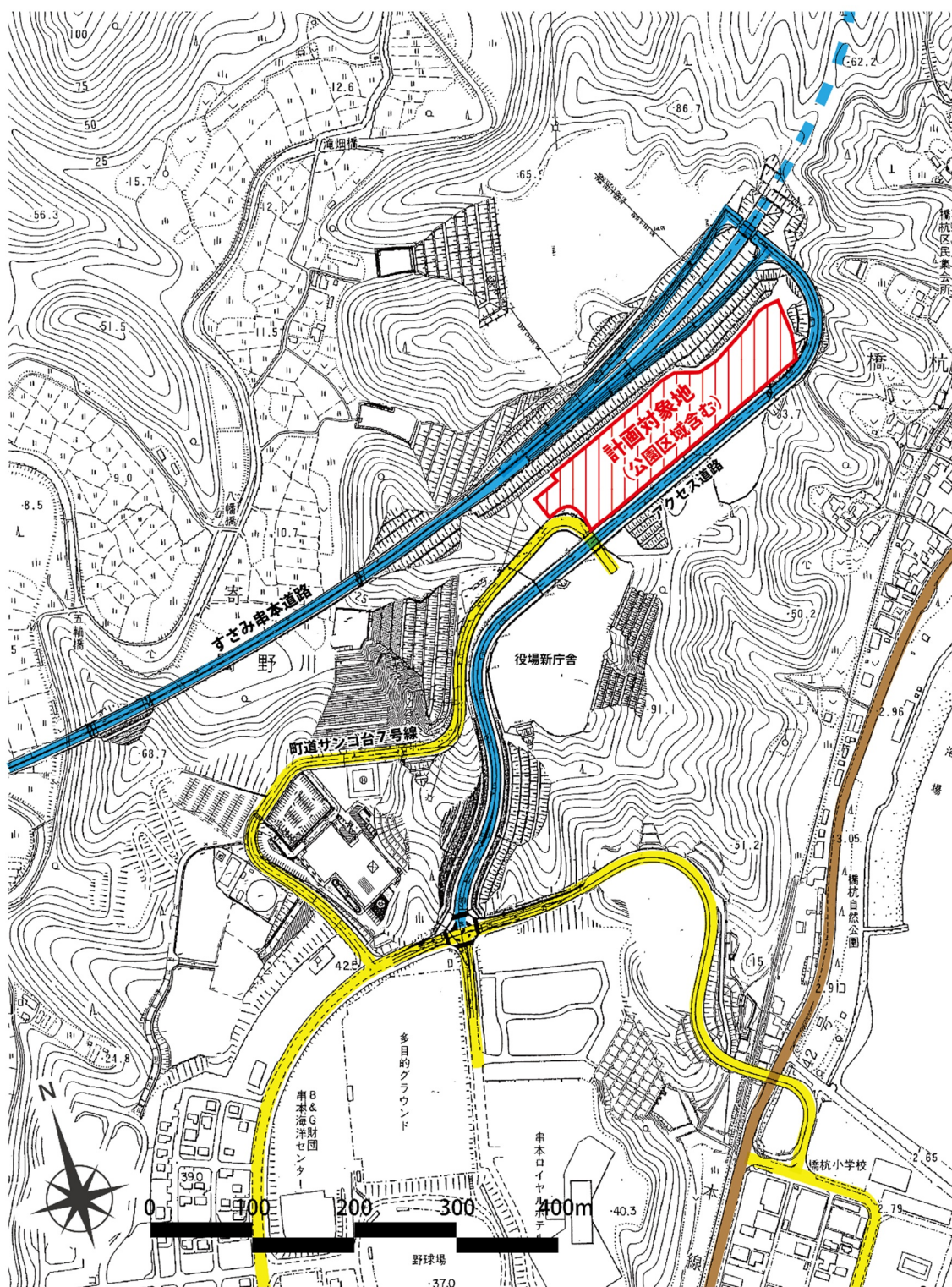
本事業の計画対象地は、宅地造成目的として整備された旧残土処分地であり、庁舎とすさみ串本道路に隣接する敷地であり、本対象地を活かして本町の将来像である「本州最南端感動のまち 串本」実現のため、地域活性化に寄与する施設を整備（以下、「本整備」という。）する。

なお、応募事業者が道の駅登録を希望する場合は、最低限の道の駅設置基準を満たす提案とすること。

併せて、来たる南海トラフ巨大地震に対する防災機能も兼ね備えることとする。

表 事業計画地の概要

事業内容	地域活性化施設の整備・維持管理・運営
場所	串本町鬨野川字五地ヶ谷 631-3の一部、632-5の一部、635-5の一部、639-1、639-2、 642-1、643-1、643-2、643-3、643-4、644-1、644-2、644- 3、644-4、644-5、644-6の一部、644-7の一部、645-4の一 部、648-1の一部、649-1の一部、649-8、651-1の一部
所在地	串本町鬨野川
敷地面積	約1.60ha（うち0.6ha程度は広場として別事業で整備・運営を想定）
都市計画等による制限等	都市計画区域： 東牟婁圏域 区域区分： 指定なし 用途地域： 指定なし 防火地域： 指定なし 建ぺい率： 70% 容 積 率： 200% 高さ規制： 道路斜線勾配 1.5m、隣地斜線勾配 2.5m 高さ制限（日影規制）： 建築基準法別表第4（用途地域の指定のない区域）による
上水、下水道等	・上水道（串本町） 計画地付近に整備済（φ150mm） 現在の給水圧3.2kpa ・下水道（串本町） 現在計画区域外であるが、計画区域の拡張及び計画地付近までの下水道整備（令和6年度施工予定）を進めている段階 ・電気（関西電力（株）） 計画地付近まで整備済
用地の現況	用途：空地、山林
計画地付近の状況	すさみ串本道路（令和7年春開通予定）及び串本太地道路（開通時期未定）IC出入口部に位置する。 （付近公共施設） 串本町役場、くしもと町立病院、串本消防防災センター（串本消防署）、国交省 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所、串本海上保安署、和歌山県東牟婁振興局 串本建設部、福祉総合センター（串本町社会福祉協議会）、串本町運動公園（サン・ナンタンランド）



3 本事業の事業範囲

本事業の実施者として選定された民間事業者は、本事業について、次の業務を借地借家法に基づく定期借地を前提に独立採算事業として実施する。

- ① 事業全体のプロジェクトマネジメント業務
- ② 整備施設等の企画・設計業務
- ③ 整備施設等の整備・開発業務
- ④ 整備施設等の維持管理業務
- ⑤ 整備施設等の運営業務

4 民間事業者の募集に関する事項

本事業では、本町の観光機能の拠点であり、且つ有事の際の避難所・防災機能を備えた串本ＩＣを、町の将来的な財政負担を軽減しつつ整備することが求められている。そこで民間事業者には、同優先課題の解決につながり得る、市場原理に基づく有効的かつ効率的な整備内容の提案を依頼するものとする。また、当該優先課題と矛盾しない範囲において、周辺地域の活性化を目的とし、地域の賑わい創出や地域経済の好循環に繋がるような取り組みがあれば、それらもあわせて提案されることが望ましい。

5 事業に関する条件

民間事業者は、次に定める用途で事業用地を活用することはできないものとし、事業期間は、借地借家法に基づく事業用定期借地として、民間事業者にて適切な期間を設定し提案するものとする。なお、町による公共・公用施設の整備・管理運営は想定していない。

- ① 公序良俗に反する用途
- ② 分譲、賃貸を問わず居住の用に供する用途
- ③ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業の用に供する用途
- ④ 政治的又は宗教的用途
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）その他の反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する用途
- ⑥ その他、本事業の実施方針にそぐわない用途

6 遵守すべき法律等

民間事業者は、本事業の実施に際し、各関係法令等を遵守するものとする。主な法令等は、次のとおりであるが、応募事業者の提案内容により遵守する法令等がほかにある場合は、その法令も含まれる。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号） (2) 道路法（昭和27年法律第180号） (3) 水道法（昭和32年法律第177号） (4) 下水道法（昭和33年法律第79号） (5) 警備業法（昭和47年法律第117号） (6) 建設業法（昭和24年法律第100号） (7) 駐車場法（昭平成28年2月12日和32年法律第106号） (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号） (9) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） (11) 労働基準法（昭和22年法律第49号） (12) 地方自治法（昭和22年法律第67号） (13) 都市計画法（昭和43年法律第100号） (14) 道路交通法（昭和35年法律第105号） (15) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号） (16) ガス事業法（昭和29年法律第51号） (17) 騒音規制法（昭和43年法律第98号） (18) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号） (19) 振動規制法（昭和51年法律第64号） (20) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） (21) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） (22) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	(23) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号） (24) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） (25) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号） (26) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） (27) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和54年法律第20号） (28) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号） (29) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号） (30) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） (31) 建築基準法（昭和25年法律201号） (32) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成29年法律第47号） (33) その他、本事業に関する関連法令等
--	--

7 民間事業者の契約期間中の維持

本事業の実施を目的に町が契約締結する民間事業者または各業務を適切に実施する複数の民間事業者から成る集合体（以下、「コンソーシアム」という）は、契約期間中、適切な運営が行える体制を明確にし、これを維持し、安定した業務実施を行うものとする。

また、コンソーシアムによる事業実施体制を確立する場合は、町及び金融機関との連絡調整が適切に行えるプロジェクトマネージャーをコンソーシアムの構成企業の中から選任するものとする。また、やむを得ず、プロジェクトマネージャーを変更する場合は、町と事前に協議を行うものとする。

8 要求水準の変更

町は、契約期間中に次の事由により要求水準の見直しを行い、その変更を行うことがある。その場合、町は、事業契約書の定めるところにより要求水準書を変更し、当該変更に伴い必要となる事業費等について、事業者と協議の上、合理的な範囲の負担を行うものとする。

- ① 法令等の変更
- ② 災害・事故等
- ③ 町の事由による業務内容の変更
- ④ その他、業務内容の変更が町により認められた場合

第2 プロジェクトマネージャーによる全業務のマネジメントに関する性能水準

1 プロジェクトマネジメント業務の基本方針

プロジェクトマネジメント業務は、主に、企画設計・整備開発・維持管理・運営に関する民間事業者による独立採算事業等の各業務（以下、「各業務」という）を、円滑かつ効果的に実施できるよう、町及び各業務を担当する民間事業者との連絡や調整を行うものである。実施に際しては、各業務に係る民間事業者の士気向上につながるよう、適切な民間事業者間の連携等を行うことを目的とする。

2 プロジェクトマネジメント業務の内容

(1) 事業全体のマネジメント

町及び事業関係者に対する連絡窓口、各業務を担当する民間事業者との連絡調整を担い、安定的かつ継続的な業務実施を行わせる。

(2) 事業全体及び民間事業者の財務管理

事業全体の資金調達や資金管理を適切に行い、安定的かつ継続的な業務実施が可能となるよう、事業期間中の民間事業者またはコンソーシアムの財務内容を健全な状態に維持する。

(3) 適切なプロジェクトマネージャーの選任

事業期間ごとに事業を遂行する上での適切なプロジェクトマネージャーを定め、事業を先導する役割を持たせ、継続的で安定したサービス提供に努める。

プロジェクトマネージャーは、安定的かつ継続的な業務実施が可能となるよう、各業務を担当する民間事業者の各業務の実施状況や民間事業者またはコンソーシアムの財務内容を適切に管理する。

第3 整備施設等の企画・設計業務に関する性能水準

1 企画・設計業務の基本方針

企画・設計業務は、必要な事前調査を的確に実施し、下表の導入予定施設をはじめとする施設等の整備を行うことを目的とする。

また、定期借地権方式を最大限に活用し、民間活力による公共不動産の生産性（有効性・効率性）を高め、本町における、地域経済の好循環を生み出すことを期待する。

必要機能	具体的な機能・施設
駐車場	駐車場（24 時間開放）*1
観光集客施設、 情報発信機能	観光案内所、地域情報発信コーナー
飲食・物販施設等	直売所等の物品販売施設、カフェ、レストラン
広場・遊具等	広場（公園機能）*2
休憩施設	無料休憩所
	トイレ（24 時間使用可能の確保が必要）
防災機能	帰宅困難者の避難場所確保 備蓄品格納スペースの確保（防災倉庫の設置でも可） 災害用ベンダーの設置

*1：大型バス 13 台分の駐車スペースは確保すること。

*2：民間事業者は、任意で町が整備予定としている公園を整備計画に含んで提案することができる。なお、提案が採択された場合に町は、公園機能の整備を提案事業者に請け負わせ、維持管理について提案事業者を公園の指定管理者として指定する場合がある（公園整備にかかる設計者及び施工者の資格要件等が別途必要な場合がある）。

*3：計画地への進入路の付近敷地を町内事業者及びガソリンスタンド事業者に貸与予定である。

*4：町道サンゴ台 7 号線から計画地までの進入路は町が整備する予定である。進入路の詳細設計は地域活性化施設の設計と並行して実施する予定であり、事業者選定後、計画地との接続位置の調整協議に応じることは可能である。

2 企画・設計業務の内容、要求する性能・機能

(1) 事前調査業務の実施

設計に先立ち、対象となる事業地に関するインフラ調査、地盤調査、土壌調査、電波障害事前調査、周辺家屋影響調査等を、民間事業者の責任において必要に応じて行う。

(2) 管理技術者及び主任担当技術者の通知

担当する民間事業者は管理技術者、各主任担当技術者及び担当技術者を定め、町が求める資料提示に応じるものとする。

(3) 設計図書の作成

担当する民間事業者は、整備施設に関する設計図書を作成し、必要な法手続きを実施する。

3 企画・設計業務に期待する水準

本事業により整備する施設等は、外構等を含めてインクルーシブデザインの観点から誰もが利用し易い空間形成とし、建物の長寿命化に有効なスケルトン・インフィル方式などの採用により、将来の LCC（ライフサイクルコスト）と LCC02（ライフサイクル C02 排出量）の低減に努めるものとする。

また、整備対象施設等の全体は、色彩や材質等に配慮し、施設の特性や周辺の景観に配慮した施工を行うこと。

次に示す施設については、施設別要求事項（企画・設計）に提示する条件を満たす施設設計とすること。

その他の機能についても町の求める施設像に合致していることを条件に、自由に企画・設計して構わない。

なお、広場（公園機能）についての提案は任意でよく、提案の有無による評価点への影響はない（運営面での評価はある）。

【施設別要求事項（企画・設計）】

施設	要求事項
駐車場	・普通自動車* ¹ 以下の走行・駐車が可能な舗装構成とすること ・施設運営に必要な台数の駐車スペースを確保すること。なお、土日祝等の役場休館日については、串本町役場の駐車場も事前に協議を経れば利用可能である。
観光案内所	・串本町（場合によっては周辺地域含む）の情報発信が行える施設とすること
地域情報発信コーナー	
直売所	・運営上支障のない施設計画とすること
物品販売施設	
カフェ	
レストラン	
広場	※公園の計画を提案するか否かは事業者の判断に委ねる 【公園の提案を行わない場合】 ・概ね基本計画図に記載の範囲を公園区域として確保すること ・公園の設計・整備業務は本事業とは別事業とする（別途入札） 【公園の提案を行う場合】 ・公園の位置は基本計画図に記載の位置とし、面積は約 0.6ha を確保すること ・公園内の施設には必ず児童用遊具を設置すること ・なお、公園の提案を行った場合、公園の設計・整備業務は本事業の付帯事業として、優先的に優先事業者と契約することができる

無料休憩所	・ベンチやテーブルなど、施設利用者が無料で休憩できる場を提供すること（休憩スペースでもよい）
トイレ	・地域活性化施設の運営に必要な穴数のトイレを確保すること ・バリアフリー法、福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリートイレを1箇所以上設けること
防災機能	・災害時には帰宅困難者や津波等からの避難者が一時的に避難できる施設とすること
その他事業者が導入する施設	・地域活性化施設にふさわしい施設であること

*1 普通自動車：道路構造令第4条第2項に記載の「普通自動車」。長さ12m、高さ2.5m、高さ3.8mまでの自動車をいう

*2 道の駅指定を希望し、登録申請を試みる場合は登録に足る施設整備が必要となる

「道の駅」登録要件（国交省HP参照）

○休憩機能

- ・利用者が無料で24時間利用できる
 - 1.十分な容量を持った駐車場
 - 2.清潔なトイレ（原則、洋式）
 - 3.子育て応援施設（ベビーコーナー等）

○情報発信機能

- ・道路及び地域に関する情報を提供（道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等）

○地域連携機能

- ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設

○その他

- ・施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化

○設置者

- ・市町村又は市町村に代わり得る公的な団体※
- ※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、市町村が推薦する公益法人または市町村から土地・建物の貸与を受け、市町村と管理運営についての協定を締結する法人

第4 整備施設等の整備・開発業務に関する性能水準

1 整備・開発業務の基本方針

第3に示す施設をはじめとする施設を整備したうえで、本町の観光拠点となる機能を有し、かつ、地元住民の便益性向上に寄与する施設、南海トラフ巨大地震等に対応した防災拠点を兼ね備えた施設となることを期待する。

建設業務は、企画・設計業務で作成された設計図書に基づき、適切な施工管理を行うことにより、事業スケジュールに沿った施設整備を行うことを目的とする。

2 整備・開発業務の内容、要求する性能・機能

(1) 整備内容

第1の「2 本事業の概要及び要件」に記載する計画対象地において、民間事業者が第3に示した以下の施設を整備する。

【整備施設】 駐車場、観光集客施設、飲食・物販施設、休憩施設、及び防災機能を備えた施設

民間事業者は、町が作成した基本計画等の図書を参考に、本要求水準に沿った整備を実施するものとし、利用者が整備する施設機能を通じて生活の質を高め、人が交流する場や快適に憩える空間を創造する。さらに、有事の際には、帰宅困難者等の一時的な避難所としての防災機能を兼ね備えることを期待する。

民間事業者は、適正な整備業務のための品質管理を行うものとし、整備前、整備中、整備後のリスクを洗い出し、その対処方法を明らかにするものとする。

なお、「串本 IC 周辺地域活性化施設事業概要」にある基本計画図等に記載の面積は参考値であり、必ずしもこれを守る必要はない。

(2) 周辺及び環境に配慮した施工計画

施設の整備にあたっては交通渋滞、交通安全、騒音、振動、臭気、電波障害等に配慮した施工計画とすること。

3 整備・開発業務に期待する水準

町は、定期借地権方式としての施設整備業務について、地域事情に精通した町内事業者と町外事業者が適切な役割分担を行い、効率良く業務を遂行し、且つ地域経済の好循環が生まれることに期待する。

第5 整備施設等の維持管理業務に関する性能水準

1 維持管理業務に関する基本方針

民間事業者は、整備した施設及び既存の対象施設を、契約終了時までの期間、適切に維持管理を行うものとする。適切な維持管理とは、全ての施設について利用者の安全、環境保全、災害等に対する防災対策、防犯に対する対策、施設の長期的な活用策、さらには地域との連携に配慮した維持管理である。そのため、町民ニーズの反映と民間事業者の創意工夫を取り入れ、定期借地権方式として長期間にわたり民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に活かして業務を遂行するものとする。

- ① 整備した施設及び外構等は、整備後から契約終了時までの間にわたって維持管理を行う。
- ② 民間事業者が設置した施設は、施設の竣工から契約終了時までの間にわたって維持管理を行い、契約終了後の取り扱いについては、借地借家法に基づいて、民間事業者が提案した事業期間終了時に適切に対処するものとする。

2 建物維持管理業務の内容、要求する性能・機能

民間事業者は、契約期間中において下記の業務を適切に遂行するものとする。

なお、必要に応じて町から提出又は報告の依頼がある場合は、適切な書類を作成し、町の依頼に応じるものとする。

- ① 建物維持管理業務
- ② 設備維持管理業務
- ③ 環境衛生管理業務
- ④ その他当該管理を実施する上で必要とされる関連業務

次に示す施設については、施設別要求事項（維持管理）に提示する条件を満たす維持管理とすること。

【施設別要求事項（維持管理）】

施設	要求事項
駐車場	・車路等に損傷が生じた場合、修繕を行う等、適切に対応すること ・定期的に情報の更新を行うこと（情報は串本町や観光協会等から提供するが、それ以外にも事業者独自で収集してもよい） ・導入した機能に応じて適切に維持管理・運営すること ・食品衛生管理に配慮すること ・営業時間については事業者で定めてよい
観光案内所	
地域情報発信コーナー	
直売所	
物品販売施設	
カフェ	
レストラン	
公園	別途指定管理の仕様を提示する（事業者決定後） ※地域活性化施設の事業者が指定の条件を満たしていた場合、公園の指定管理業務を優先して契約することができる

無料休憩所	・適切に清掃が行われること
トイレ	・定期的に清掃を行うこと ・安全面に配慮すること ・備品等の補充を適切に行うこと
防災機能	—
その他事業者が導入する施設	・地域活性化施設にふさわしい施設であること ・利用者が安全・安心・快適に利用できる施設であること

3 建物維持管理業務に期待する水準

民間事業者は、対象施設の円滑な運営の確保や利便性及び安全性の維持を目的に、法令で定められたものはもとより、定期的かつ自主的に点検業務等を行い、施設の性能・機能を適切に維持するものとする。

4 外構維持管理業務の内容、要求する性能・機能

民間事業者は、契約期間中において下記に示す主な対象施設（外構）の維持管理業務を適切に遂行するものとする。

なお、必要に応じて町から提出又は報告の依頼がある場合は、適切な書類を作成し、町の依頼に応じるものとする。

- ① 屋外スペース
- ② 駐車場等
- ③ 植栽
- ④ サイン看板、誘導標識
- ⑤ 敷地内側溝
- ⑥ その他当該管理を実施する上で必要な外構施設

5 外構維持管理業務に期待する水準

民間事業者は、外構について、安全かつ景観（美観）機能を適切な状態に保つように維持を行うものとする。なお、利用者等は、車の活用が想定されることから、駐車場への動線や歩行者との動線など安全対策を十分に行うものとする。

また、植栽等は、施設利用者や来訪者に安らぎを与え、必要に応じて周辺の景観への配慮や視線の交錯を避けることにも配慮を行うこととする。

6 その他

工事竣工図書、各種許認可申請図書等を施設に備え、町が必要に応じて確認する際に応じるものとする。

第6 整備施設等の運営業務に関する性能水準

1 運営業務に関する基本方針

本事業における各種施設の運営業務は、「まちの魅力をPRし、感動へみちびく串本町の新たなエンタランスの創出」というコンセプトの下、将来における地域の環境変化がもたらす多様なニーズに、迅速かつ効率的に応えたサービスを継続的かつ発展的に提供していくことを目的とする。

また、運営業務は、地域の公益性に資する要素として、民間のノウハウを最大限に活かし、地域経済の好循環が図られることに期待する。

2 運営業務の内容、要求する機能・性能

本事業では、観光集客施設などを含む計画対象地について、民間事業者が運営するものとする。加えて、地形上の特性を考慮した上で、施設利用者の地域内の回遊性を向上する移動手段等やサービスについても、民間事業者のノウハウ等に期待する。

駐車場の運営については、駐車料を徴収してはならない。

3 運営業務に期待する水準

民間事業者は、整備地周辺エリアの施設利用者や有事の際の帰宅困難者・避難者の多様なニーズに対し、きめ細やかに応える魅力的な運営を積極的に行い、観光客だけでなく地域住民も集う賑わいのある空間形成に努めるものとする。また、インクルーシブデザインの観点から多様な人々が楽しめる空間形成を民間事業者に期待する。

次に示す施設については、施設別要求事項（維持管理）に提示する条件を満たす維持管理とすること。

【施設別要求事項（維持管理）】

施設	要求事項
駐車場	・24時間365日無料開放とすること ・土日祝ピーク時等の混雑時においては交通整理等を実施すること
観光案内所	・串本町や観光協会等から提供する情報を発信すること。発信の方法は問わない ・有人・無人どちらでもよい
地域情報発信コーナー	
直売所	・導入した機能に応じて適切に維持管理・運営すること ・食品衛生管理に配慮すること ・営業時間については事業者で定めてよい
物品販売施設	
カフェ	
レストラン	
公園	別途指定管理の仕様を提示する（事業者決定後） ※地域活性化施設の事業者が指定の条件を満たしていた場合、公園の指定管理業務を優先して契約することができる
無料休憩所	・適切に清掃が行われること

トイレ	・ 24 時間利用可能なトイレを最低 1 穴以上設置すること。形式にはこだわらないため、コンビニ等 24 時間オープンする店舗に併設するトイレができればそれでもよい
防災機能	【通常時において】 ・ 職員に災害時の対応を周知、訓練しておくこと 【災害時において】 ・ 帰宅困難者や津波等からの避難者の一時的な避難に協力すること ・ 防災倉庫等を設置した場合、避難者に備蓄品を配給すること ・ 災害用ベンダーの使用を案内すること
その他事業者が導入する施設	・ 地域活性化施設にふさわしい施設であること ・ 利用者が安全・安心・快適に利用できる施設であること